

令和8年度大仙市の学校給食費概要

1 年間食数（基準食数）

➤ 190食

2 1食あたりの単価

- ① 小学校：380円 ※児童分は無償化により0円
- ② 中学校：410円 ※生徒分は無償化により0円

3 年額、期別金額と納期限（【別表】参照）

- ① 年額 = 「年間食数（基準食数）」×「1食あたりの単価」
- ② 期別金額 = 「年額」÷10期（100円未満の端数は第1期に合算）
- ③ 納期限 = 5月から翌年2月までの各月25日（全10期）

※ 納期限が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
に当たるときは、その日以降、最初に訪れる平日

【別表】

（ ） 児童生徒以外

期	納期限	小学校	中学校
第1期	令和8年5月25日（月）	0円 (7,400円)	0円 (8,600円)
第2期	令和8年6月25日（木）	0円 (7,200円)	0円 (7,700円)
第3期	令和8年7月27日（月）	0円 (7,200円)	0円 (7,700円)
第4期	令和8年8月25日（火）	0円 (7,200円)	0円 (7,700円)
第5期	令和8年9月25日（金）	0円 (7,200円)	0円 (7,700円)
第6期	令和8年10月26日（月）	0円 (7,200円)	0円 (7,700円)
第7期	令和8年11月25日（水）	0円 (7,200円)	0円 (7,700円)
第8期	令和8年12月25日（金）	0円 (7,200円)	0円 (7,700円)
第9期	令和9年1月25日（月）	0円 (7,200円)	0円 (7,700円)
第10期	令和9年2月25日（木）	0円 (7,200円)	0円 (7,700円)
合計（年額）		0円 (72,200円)	0円 (77,900円)

★ 年度途中で転入した場合の学校給食費

- ① 年間の食数 = 「年間食数（基準食数）」 - 「転入前日まで、転入するクラスに提供した食数」
- ② 年間の給食費 = 「①年間の食数」×「1食あたりの単価」
- ③ 期別の金額 = ②年間の給食費÷残りの期
(100円未満の端数は最初に訪れる期に合算)

※ 最初に訪れる期が転入した日から2週間に満たない場合は、次の期を最初に訪れる期とします。（第10期除く）

4 納付方法

① 口座振替（一括、期別）での納付

- 「大仙市口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」（1人につき1部）に必要事項を記載（【記載例】参照）の上、指定金融機関でお早めに登録手続きをしてください。
- ※ 手続きをした日から登録完了まで20日以上かかる場合があります。
- ※ 口座を変更する場合や口座名義に変更（姓の変更等）があった場合は、銀行での変更手続きが必要です。
- 一括納付の場合、第1期の納期限に年額を口座振替します。
 - ※ 口座振替できなかった給食費（年額）は、第1期は「給食費納付書兼領収書」（以下「納付書」）で納付、第2期以降は各期の納期限に口座振替（その年度は期別納付へ変更）となります。
- 期別納付の場合、各期の納期限に期別金額を口座振替します。
 - ※ 口座振替できなかった給食費は、再度口座振替しません。後日「納付書」を送付しますので、指定金融機関等で納付してください。
 - ※ 年度途中に一括納付への変更はできません。
 - ※ 一括納付から期別納付への変更等については、届出書の提出が必要ですので、給食センターへご連絡ください。

② 納付書での納付（大仙市では原則、口座振替での納付としております。）

- 5月に10期分の「納付書」を送付します。
- 各納期限までに納付してください。（一括納付可）

5 精算

- 第10期に精算します。（転出の場合は、随時精算）
- 精算後の金額より多く給食費を納付した場合は、還付します。
 - ※ 口座振替で納付した場合は、給食費を振替している口座に還付します。
 - ※ 納付書で納付した場合（大仙市では原則、口座振替での納付としております。）は、届出いただいた口座に還付します。（初めて還付が発生した場合は、還付口座の届出が必要です。【別途通知】）

◎学校給食費に関するお問い合わせ先

施設名称	電話番号	所管地域
大仙市学校給食総合センター スマイルランチ(*_*)	0187-86-4171	【全体総括】 大曲、仙北
大仙市西部学校給食センター 西部わくわくランチ	0187-73-7123	神岡、南外、 西仙北、協和
大仙市東部学校給食センター	0187-56-7272	中仙、太田